

# 天保五年秋田藩奥北浦一揆の諸要求をめぐって

—願書の分析を中心に—

小 沼 洋 子  
高 橋 秀 夫

(一九七九年十月三十日受理)

## 一 はじめに

天保五年(一八三四)の北浦一揆の研究を深めることを願いつつ、この一揆についての一新史料の紹介を一九七三年に発表して以来、多くの人達の協力、援助を得ながら史料の調査採訪を進める過程で得た関係史料を、其後逐次とりあげ発表してきた。<sup>(1)</sup>

最初に発表した段階では、それまでの経過からみてこの関係史料はもはやそう多くは残っていないではないかと予想していた。

というのは、この北浦一揆を最初に取上げ発表した武藤鉄城の論稿以後、第二次大戦後約三〇年になろうとする段階で、各地における多くの藩制・村方史料類の知見が加わるなかで、しかも近世後期から幕末の秋田藩や東北地方の動向についての政治史、社会史関係の研究で、この一揆の重要な意義が論ぜられながら、一揆それ自体は新たな史料の追加を得て深く追求されることはみられなかったからである。

したがって、当初この一揆に関する一新史料に接した時には、今後これについての各種の関係史料が次々に短期間のうちに見出せるとは予想していなかった。

結果的に、その予想が裏切られたことはうれしいことであるが、そのなかであって、なおこれまでではっきりさせることのできない史料上の問題がいくつかあるが、その一つに、この一揆の要求内容の問題がある。

かつて筆者も指摘したことがあるが、この天保五年二月におこった奥北浦一揆の農民の要求内容は、一七ヶ条とも一七ヶ条とも伝えられており、はっきりしなかった。<sup>(2)</sup>

其後の調査を進める過程でも、この点をはっきり示すものにめぐり合うことはなかった。たまたま去年(一九七八)、秋田県立図書館所蔵の井口宗翰編「寛齋雜記」のなかに、その要求書が書留められているのを見出した。したがって、既にこれによって知見を得ている人もあろうかとも思われるが、ここで取上げ、その問題点を検討してみたい。

## 注

(1) これについては、筆者の「天保五年秋田藩前北浦一揆の一史料——森吉町金家文書による——」(『秋田高専研究紀要』第一三三号、一九七八年)のなかで、前・奥北浦一揆関係資料の整理を試みている。

(2) 高橋「天保五年秋田藩奥北浦一揆をめぐって——一史料の紹介を中心に——」(『秋田高専研究紀要』第八号、一九七三年)

## 二 史料の性格について

「寛齋雜記」の編者井口宗翰(正兵衛)の人物についての筆者の調査はまだ不十分でありよくわからない点が多い。

幕末期の秋田藩士で、安政二年(一八五六)の禄高は八五石<sup>(1)</sup>であり、同六年には「御目付」<sup>(2)</sup>であった。

維新のおり、藩の勤王派として雷風義塾のメンバーとして活躍した井口紇はその子(二男)である。

彼の編になる「寛齋雜記」は全三四冊で、そこには「高垣兵右衛門上書」、「寛文九己酉年松前蝦夷峰起根元記」、「中山文右衛門書状」、「天保癸巳

奥羽聞書」、「文久三年、江戸風説書」、「文久三年正月ヨリ同八月、江戸逗留中見聞記」など、藩内外のトピックをいろいろ収めている。

二〇冊目の奥書に、「万延元年、於浅草邸写之」などと記されているものもあるが、なにも記されていないものも多い。

秋田県立図書館に架蔵になったのは、本書のなかに、「大正二年、井口直より寄付」として記されている箇所があり、この時であろう。

この第六冊目に、「奥北浦村々願書」と題して一七ヶ条の要求を、そのすぐ後には、「奥北浦騒立之次第」が記されている。

後者には、以前紹介したものとほぼ同一のもので省略した。

- (1) 『秋田沿革史大成』下、付録の安政二年分限帳による。
- (2) 安政六年「諸役帳」(国立史料館、一関文書)による。
- (3) 一の注(2)論文。

### 三 奥北浦農民の一七ヶ条の要求

奥北浦村々願書

乍恐書附を以奉願上候御事

飯料之事

右は去冬中被仰渡候由、御収納皆済仕候而難取続候ハ、翌日方御拂ハ勿論御救米被下置、并ニ御田地ニ相向候節ハ七八合位之御見合之趣被仰渡、

御太切候之御収納故、乍恐打はたき御上納仕候處、御拂米被仰付、分而極窮之者ハ宅人ニ付宅合宛御救被下置、難有御儀ニ存、御拂米之儀當時宅合宛之御積ニ被仰付、右宅合連も御勘定不濟内は難被仰付故、飯料所持

の者方当分へつらひ為喰可申段被仰付候故、取調之節御積は、二月晦日迄三合宛、三月方五月迄七八合、右之見合御積を以余米指上候、飯料所持の者ハ飯料之内指支之節指出し為喰申候連も、宅合宛無滞被仰付候而も、平年

御田地江取懸候ニハ宅升給居候者ニ御座候得は、糧宅ト通同様の喰物ニ而ハ氣力相尽、餓死之者も有之恐入奉存候、依之三合位も被仰付被下度奉願

候處、御米不足ニ而、左様ニも難相成趣故、左候ハ、式合宛被仰付被下度奉願上候得共、宅合宛ニ而ハ糧取集の漸助り申而巳、御田地ニ相向江兼候者数

多ニ御座候、今年萬作歳ニ而、御田地仕付不申候得は、諸人相助候様無之御儀と奉存候、當時御米不足ニも御座候得は、七八合迄御行届無之候ハ、何卒五合之御積ニ被仰付、御田地仕付候様被仰付被下度奉願上候

御郡方之事  
右は近年大割ノき莫太入増、一郡ノ私役錢先年ノ惣し而懸増ニ相成、御役屋被立置候御役人相嵩諸御用被仰付次第相勤候處、御百性行詰り迷惑千萬ニ奉存候間、乍恐御免被成下度奉願上候

五斗米代銀之事  
右は村々同様ニも無之候得共、是迄五斗銀之村御藏分御給分共ニ三斗銀ニ被成下度候、三斗五升銀之村は御藏分御給分共ニ式斗銀ニ御取立被成下度奉願上候

鄉備糶之事  
右は年々へり石たし糶藏入しゆふく迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

馬役錢之事  
右は先年御取立無之候處、近年來御取立被成置候ニ付、迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

産物之内漆木之事  
右は草飼手狭ニ相成、田畑の障りニ相成、野放馬被留置候ニ付、馬之飼料莫太ニ入増ニ相成迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

養蚕方之事  
右は桑植立ニ付、草飼之障ニ相成、野放馬被留置候ニ付、馬之飼料莫太ニ入増ニ相成迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

塩座之事  
右は御役錢諸入料之為ニ候哉、別而高直ニ相成迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

木山方之事  
右は近年春木御取立被成置候ハ、至極結講ニ奉存候得共、年増雜木不足ニ相成、殊ニ八木の御留木有之、売木切取候ニも不自由ニ奉存候、杉桧拝願之節三七之御割合ニ而御引上木有之、売木川下ケ之節ハ拾部一之運上御取立被成置候、且ツ不作之節拝願願申上、危急相凌申度、御役人様御廻在之節ハ諸入料指出し罷有候得共、願之通り拝願被仰付無之、迷惑ニ奉存候

天保五年秋田藩奥北浦一揆の諸要求をめぐって

間、御免被成下度奉願上候  
一四ヶ処親郷之事

右は不作之年御毛見様奉願上候而も、去々年中迄之儀は御擔様并親郷御見分ニ而、居引之御取扱ニ御座候得は、御収納ニも引足不申迷惑仕候、依之御吟味之上別ニ親郷被仰付被下度奉願上候

一野馬之事

右は草飼相尽迷惑ニ奉存候間、御免被成下度奉願上候

一御開発之事

右は草飼地処不足ニ相成候得は、御本田肥し取不足仕り、自然不作ニ相成、御一統御益筋ニ相成申間敷奉存候、此上新御切開御免被成下度奉願上候

一御手先役之事

右は御免被成下度奉願上候

一鉄山之事

右は他処鉄御買入無之候故ニ候哉、金類高直ニ相成、諸方青木伐尽ニ相成

迷惑千万奉存候間、御免被成下度奉願上候

一久保田願之事

右は御一郷之内へ切替処御立被成下度奉願上候

一拝借願之事

右は高壱石ニ付拾貫文宛拝借被仰付被下度奉願上候、近年不作打続き、米莫太高直ニ相成候ニ付、家財諸道具質入、亦ハ売拂候而漸相続仕、分而極窮之者ハ御救拝領被仰付難有御儀ニ奉存候得共、別而去年中之儀は凶作ニ而一円融通無之、必止と行詰候ニ付、迷惑千万奉存候、御田地仕付候様も御拂買請候様無之候間、村々数万人之者共御助被成下度、向御田地守護仕候様被仰付被下置度、尤返済之儀拾ヶ年御取立被成下度奉願上候

一久保田御地頭御配当高之事

右は式部様御上り地ニ御座候而、年々御上納之節、輕七部運賃并かん米莫太ニ相懸り迷惑千万奉存候間、先年之通御元入高ニ被成下度奉願上候

右之条々、小間居之者願申上候通、御新法以來諸事入増ニ相成、迷惑ニ奉存候間、先年通ニ御取扱被成下、向々御百性相立候様ニ奉願上候

右之趣、乍恐何分宣敷様被仰上、極窮之御百性共向々御百性相立候様御取扱被成下、御助ヶ被成下度奉願上候

天保五年午二月

四 奥北浦一揆の要求と寛政く文化の改革

奥北浦の農民から出された要求の内容は、この要求書の最後に「御新法以來諸事入増ニ相成、迷惑ニ奉存候間、先年通ニ御取扱被成下、向々御百性相立候様」と書かれていることにすべてを言いつくしている。

つまり、単に凶作による米不足から銅山廻米を阻止するという点に奥北浦の農民の行動の意図があつたのではなく、寛政改革以來の藩のおこなつてきた政策の重圧をはねのけ、百姓として成り立っていくためのものであつた。ここでまず要求を見ていきたい。

(一) 飯料を一日一人五合ずつにしてほしい（春農に三合ずつではさしつかえるので）

(二) 郡方の廃止（莫太の入増、私役錢も増して、百姓として行詰るので）

(三) 五斗米代銀を三斗銀に、三斗五升銀を二斗銀にしてほしい。

(四) 郷備糧の廃止（迷惑である）

(五) 馬役錢廃止（以前は取立てられなかつたのに迷惑である）

(六) 産物の内漆木の廃止（草飼場が手狭になり田畑の障りになる。また野放馬をつないでおくため馬の飯料代が増してこまるので）

(七) 養蚕方の廃止（桑を植えるため草飼の障になり、野放馬をつないでおくため馬の飼料代が増してこまるので）

(八) 塩座の廃止（御役錢、諸入料のためとは思ふが、高値で迷惑である）

(九) 木山方の廃止（年増雑木が不足し、また八木の御留木があるため売木の切取にも不自由している）

(十) 四カ所親郷の廃止（不作の年に毛見願をしても親郷の見分ですましてしま

い、きちんとした吟味をしてもらえず迷惑である）

(十一) 野馬の廃止（草飼場が不足し迷惑である）

(十二) 御開発の廃止（草飼地処不足で、本田肥し不足になり、不作になるので、新開発は益にはならない）

(十三) 御手先役の廃止

(十四) 鉄山の廃止（金類が高値で、諸方青木を伐尽くすので迷惑である）

(十五) 久保田願をやめ一郷内へ切替処をたててほしい。

(十六) 高壱石に付十貫文ずつの拝借願（不作が続く、米価が高くなり難渋してい

表1. 元治元年仙北郡奥北浦村々当高家数人数馬数取調

村	当高(石)	家数(軒)	人数(人)	馬数(疋)
西明寺村	489.744	83	474	136
生保内村	890.827	292	1,241	245
上松木内村	264.198	117	588	128
玉川村	19.895	15	72	24
下松木内村	781.092	190	1,018	170
小山田村	455.786	81	446	34
上荒井村	575.176	54	260	64
田沢村	487.786	155	867	340
西荒井村	217.065	19	107	23
門屋村	490.573	57	277	48
八割村	262.685	50	244	55
沼原村	621.154	78	402	87
西長野村	552.625	101	506	145
山谷川崎村	326.617	77	437	82
下延村	290.009	72	341	67
角館東前郷村	553.544	52	276	64
田中村	146.466	12	57	8
雲然村	649.871	96	505	75
小勝田村	197.727	31	175	19
勝楽村	250.870	59	287	69
刺巻村	126.196	30	143	31
白岩前郷付	341.834	80	373	43
白岩堂口村	60.649	10	27	--
白岩広久内村	294.017	105	248	38
下花園村	334.450	41	206	32
釣田新田村	283.498	40	183	30
荒川尻村	619.961	76	355	76
桜田村	161.192	17	86	14
上花園村	158.797	19	82	12
渦村	84.362	33	148	39
小館村	83.140	82	98	89
梅沢村	445.625	91	461	85
下宮田村	97.294	1	7	--
国館村	408.215	39	163	31
小淵野村	511.185	52	280	62
鎌川村	234.139	30	149	23
院内村	164.660	22	118	15
若松新田村	159.973	31	131	21
熊野林村	152.151	12	52	8
卒田村	443.578	69	321	41
角館城廻村	234.530	29	117	20
角館本町村	56.489	1	6	--
上宮田村	130.512	11	51	8
合	14,110.157	2,549	12,591	2,686

(国立史料館 小貫文書より作成)

る、御田地守護のためにも拝借したい。なお、返済は十カ年賦にしてほしい(一)久保田御地頭御配当高を、先年の通元入高にしてほしい(上納時に運賃等の諸経費がかかるので)以上の十七カ条である。つまり、第一に改革以来諸掛りが増えていること、第二に諸産物の殖産政策により草飼地が減り、そのため一つには本田の肥料不足、二つには野馬の放牧地を失い飼料代の増加という形で農民の負担となつてきている点が彼らの要求の中心にあるように見える。それが諸改革に真向から対立する形の要求となつてきたのである。これは、奥北浦一揆の前月の天保五年一月の前北浦一揆の時の要求が、凶作による困窮からの借米借錢等に関するものが中心であつたのときわだつた対比を示している。前北浦は平野部で米作を中心とした村々であり、奥北浦は山がちな土地柄で蔵分の比率の高い地域で、古くからの馬産地でもあり、林野に多く依存して暮している村々であることを念頭に置いて、要求と改革との関連をさぐつてみたい(表一・二参照)。

表2. 元治元年仙北郡惣高村数家数人数馬数取調

	当高(石)	村数	家数(軒)	人数(人)	馬数(疋)
西街道	2,144.845	51	5,301	26,518	4,849
街道筋	24,538.955	41	3,165	14,605	2,056
奥北浦	14,110.157	43	2,549	12,591	2,686
前北浦	16,781.775	47	2,071	9,818	2,020
合	82,575.732	182	13,086	63,532	11,611

(国立史料館 小貫文書より作成)

秋田藩の藩政中期には慢性化してきた藩財政の赤字の解決を意図した改革が寛政改革である。その内容は、鉾山関係は別として農村関係では(1)年貢増大で荒廢化した田畑を再興して、本百姓体制に立脚する貢組体系のたてなおしをはかる、(2)農村でも可能な諸産物を奨励する、という二点にあった。この二点を実現するために寛政七年(一七九五)郡奉行の再設置にふみきつた。これは、一郡の田畑をはじめ木山方支配分を除く山林に至るまですべてを郡奉行にまかせ、勸農をおこなうというものである。村々の普請、毛見、村々の土地紛争の処理等すべてを郡奉行にまかせ、郷役

銀、五斗米代銀、山川役銀、馬調錢、酒役錢、室符役錢、船役錢の徴収などの取扱いもまかせた。また、産物、山林の取立、凶作の年への備えなども郡奉行の仕事であった。これらによって農村支配の一元化をはかろうとしたのである。要求(二)は、この郡奉行再設置そのものの廃止を要求したものである。要求書には書かれなかったが、一揆の当日に口々に北家支配にもどりたいと言っていたというのも、(二)の要求を裏がえした郡奉行再設置以前にもどりたいということを表現したと思われる。要求(三)、(四)、(五)、(六)はすべて郡方支配に関するものである。

寛政五年には荒地起返、新開を奨励し、辛労免を与えることとし、翌六年には新開停止令の廃止、寛政九年には給分地の荒廃田、休高で藩の資本を入れて再興したものはその年から十五カ年間蔵入地とすることにした。これによって田畑の復興と蔵入地の年貢増収の両方をはかったのである。この結果、商人や地主は土地集積に乗り出していくが、角館町においても有力商人たちによって辛労免による土地集積が積極的におこなわれていく。と同時に銀主としても村方へ進出していった。このような状況のもとでの開発が奥北浦の農民にとってどのような意味を持っていたかは容易に推測できる。要求(三)は入会の草飼地までもが開発されていくことへの強い批判と思われる。

寛政四年産物方設置により、秋田藩では養蚕業を積極的に導入しようとした。そして山間部の多い奥北浦においても相当普及したと思われる。この結果、文化十一年には絹方役所を設けて藩営専売事業をおこなおうとする。これによって文化、文政期に展開してきた養蚕業の利益を、専売制を敷くことによって吸収しようとした。

また、天保元年から二カ年で二千五百石の土地の桑園増設計画をたてた。これは五百町歩以上の桑園である。しかし、天保三年にはその藩営養蚕座も廃止された。予測したほどの成果ががらず、逆に借財をかかえこみ、商人に肩がわりさせることになったためである。このように上から導入された養蚕業は、農民にとって今までの土地利用形態の変更までも余儀なくさせた。それが要求(四)となってあらわれたと思われる。また、要求(六)においても同様であったのではないだろうか。

文化二年の林制改革は、郡方の山林支配を木山方の支配に移すというものであった。これは、寛政七年郡奉行の支配下におくことによって田畑守護を第一とした農民保護政策をとったのにたいして、藩の財源として利潤を追求

する方向に転換したためである。文化五年には仙北郡角館町に御材木場を設置、同七年から十年にかけては能代地方の山林が勘定奉行、木山方支配にうつった。文化八年には植林した木の分収率をそれまでの五公五民から三公七民に改訂、文化年間の山林台帳の整備の過程で一度解放した御留山を再編入していくことにより、藩の山林支配を強化したのである。要求(九)はこの点をさしていると考えられる、また要求(四)も関連があると思われる。

寛政の改革にもかかわらず、さしたる成果をあげなかつたため、藩の財政難を打開するために出されたのが、文化十年の六郡開発令である。そのねらいは、荒地の現状再把握をめざし、再度諸産物を取立て、上からの土地再興をはかり、また畑地をも積極的に取立てるという点にあった。そして奥北浦においては文化十年、田沢鉄山が再び藩営で復活した。この鉄山が地元の新炭山に依拠していたことは言うまでもない。この鉄山が一部阿仁銅山に送られている事を考え合わせれば、まず阿仁へ送る鉄を確保したのであることは容易に想像がつくし、その事も一要因として、金類の高値が起つた事もたしかであろう。要求(四)もこれらの事から出てきている。

奥北浦はもともと馬産地であったが、文化年間、殖産興業の一環として馬産の奨励がおこなわれた。まず、寛政六年には諍馬仕法を改めて、従来の本入銀制を廃止して勝手売買を許した。諍馬代をやめ馬調銀を、馬役錢をやめ駄駒一疋につき四十文の馬行錢を取立てることとした。藩が収入増をねらつたこの改革は、農民にとっては負担増となる。文化四年には再度諍馬仕法を改訂し、家臣からも馬調錢を取りたてようとした。また他領への馬売出しも奨励した。そして、奥北浦の下松木内村相内沢、上松木内村堀内沢に牧場をつくり、馬産地にしようとした。その後文化八年に藩主佐竹義和が田沢村に巡遊した時に、同村の小和瀬野を放牧地として牧馬にはげむ事を奨励しており、本格的な馬産は天保五年以降になる。このような藩の政策による馬産は、草飼場、馬つなぎ場が手狭になっていく中で一つの方向を示していた。しかし天保五年の段階では、手狭になっていく草飼場、馬つなぎ場の問題と馬産の維持拡大の問題との接点に、諸産物方の廃止という要求の方向が出てきたものと考えられる。

奥北浦は蔵分が六十パーセント以上という他地域に比べて比率の高い地域であり、また林野や街道筋の手間稼などに依存する生活のなかに、藩はその諸政策を実施しやすかつたものと考えられる。そうしたなかで藩の殖産政策

の矛盾をまともなうけ、郡方の支配のもとで収奪をストレートにおこなわれた地域であったからこそ、諸役所廃止という形で寛政改革以来の藩の支配機構の廃止をはっきりと要求することが必要だったのだと思える。

(2)の藩にたいする拝借の要求は、その内容がはっきり示しているように、近年の米価の高騰が続いていたという状態に、天保四年の大凶作が農民の生活に重要な影響を与えていたことを示している。

そこにはもはや一部の限られた「極窮之者」にたいする藩の一時的、部分的に限られた救米拝借といった処置だけではどうにもならず、「村々数万人之者共御助被成下度」と、多くの農民が困窮に苦しんでいる状況がみられたところに、一揆が奥北浦地域農村のほぼ全域をまきこんでいった共通基盤が作られていた状況を見ることが出来る。

これまでのところ、この地方の一九世紀前半の農村構造の解明は、史料上の制約もあり、きわめて不十分であるが、これを裏付ける一事例として柴田次雄の研究がある。<sup>(12)</sup>

それは天保四年一〇月、この地の山谷川崎村の傘型連判書である。これは、この村の全戸数と推定される七九名の連名で、一〇ヶ条にとりまとめたものである。

その内容は、「郷中相談仕候事ハ、当年極不作に付、町方借用之儀は、当年向五ヶ年休ニ、五拾ヶ年符奉願申上候事相談仕罷在申候」にはじまり、無尽のこと、年季地の期限のこと、郷中へ借金取立のために才足にやっつきた者は皆で追返すべきことなどで、全体としては、「右之通り万事借錢之儀ニ付」とのべているように、まさに土地や金銭の貸借に苦しむ村人の対策とその協定を固く守ることの申合せであった。

前後の状況からみて、こうした状態はこの山谷川崎村一ヶ村にとどまらず、奥北浦地方全域の農村に共通するものであったとみられる。

注

(1) 前北浦一揆の要求は次の如くであった。

- ① 飯米に困っている百姓について藩の借上げの免除、
  - ② 春農米の要求、
  - ③ 銭拝借の要求、
  - ④ 郷借米の廃止、
  - ⑤ 極窮の百姓への払い米を「下直の相場」でやってほしい、
  - ⑥ 内借りの分、三ヶ年棚上げし、五ヶ年賦にするように藩で取計ってほしい、
  - ⑦ 親郷肝煎の不都合の申立て、
  - ⑧ 村ごと
- の松木の改め、(高橋秀夫「天保五年秋田藩前奥北浦一揆をめぐる」)

— 史料紹介を中心に — (『秋田高専紀要』第九号所収) による。

(2) 柴田次雄「町方商業資本に関する一考察——角館町小林家を中心に——」(秋田近世史研究会『近世在町の研究、近世における村の諸問題』一九七五年)

(3) 越中正一「秋田藩の馬産——仙北郡田沢村とその周辺——」(今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』、一九七三年)

新田開発をすすめられては、草飼、馬つなぎ場を失うことになるとして、草飼、馬つなぎ場確保の訴えは既に天保二年(一六八二)に柏木野においておこっている。以後度々このような訴えはおこされている。

(4) 「介川東馬日記」文化八年十月三日の条、下檜木内村では二百軒のうち百九十軒、千百人ほどがかいこの取立をおこなっている。

(5) 「伊豆園茶話」(八)(『新秋田叢書』(八))

今宮義透日記(『国典類抄』嘉部(五十六))

(6) 『角館誌』第三卷、一九六七年

奥北浦若松新田村の能美清助が、文化三年から真崎野抱返り地域へ取立て成木した漆木三万一千八百本を藩の産物方に献納している。

(7) 『秋田県林業史』上巻

文政八年五月に、角館町町民を代表して庄屋たちが木山方役所の設置を反対する訴を出した。文化五年木山方の御材木場御払座が角館町に設置されて以来、木材製品の供給が渋滞して町民の需要を満たし得ず、迷惑しているというもので、暗に木山方の廃止を訴え出ている。

(8) 秋田藩内に鉄山が少ないなかで、田沢鉄山は規模も大きく、断続的ではあるが藩政中稼働していた。

(9) 角館千代家文書、「廻在日記」

文政七年正月二日の条

「(前略) 銅山仕送鉄五十箇都合不相成様、今中当山にて止方致、当二十一日引越之手配致候故、右之儀申遣候」

鉄は一つは阿仁銅山へ、一つは生保内村を通過して角館へ下ろされていった。

文政四年十一月には、来年分の炭として村方に千俵、外に五百俵、合せて千五百俵を頼んでいる。

全体としての程度の割合で角館と阿仁に鉄が送られていたのかは

つきりしないが、例えば文政八年七月には、朔日から九日まで角館下鉄拾箇、銅山仕送分六十二箇（七月二日三十六箇、九日二十六箇）である。

(10) 前掲「秋田藩の馬産―仙北郡田沢村とその周辺―」

(11) 同前

なお、奥北浦一揆に田沢村が参加していないのも、他村での草飼場の問題が、田沢村においては小和瀬野の放牧地として解決されていた点に一因があるのかもしれない。

(12) 柴田次雄「秋田藩・天保一揆に関する一考察―山谷川崎村「連判書」を中心に―」（『秋大史学』二三号、一九七六年）

### 五 むすびにかえて

以上みてきたように、この一揆における農民の諸要求は、寛政改革以降の政策への不満が、大凶作による打撃の深刻さとあいまってこの十七ヶ条となったことをはっきりと示している。

それでは一体誰が中心となり、いかにして村々を組織していったかが、要求の集約化の問題とともに、大きな未解決の課題として残されている。こうした点について、いまのところ我々は右の山谷川崎村の文書以外には、この北浦一揆についての直接農民側によってするされた記録<sup>(1)</sup>は持っていない。この問題は今後なお関心を持つ多くの人々とともに追求していかねばならないことである。

### 注

(1) 一揆に直接かかわった人のしるした文書記録と、直接関与しなかった人によって書かれたそれとは、その一揆の本質を見きわめるさいには当然留意しなければならないことである。

一例として、佐々木潤之介「世直し」（岩波新書）一九七九年、三―七頁参照。

その点これまで筆者等が紹介してきた、前北浦も含めてこの北浦一揆の関係史料類は、そうした点では一定の限界をもっている。